

感染症にかかった場合の対応について

保育所等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症にかかった場合の登所（園）について、下記の2点について留意が必要です。

- ① 子どもの健康（全身）状態が保育所等での集団生活に適應できる状態まで回復していること。
- ② 保育所等内での感染症の集団発生や流行につながらないこと。

「子どもの病気について～症状に合わせた対応～」を参考に登所（園）を控えるのが望ましい場合は医療機関を受診し、家庭での看護をお願いします。

また、下記の感染症にかかった場合は、医師が記入した意見書の提出をお願いしております。ご理解とご協力をお願いいたします。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	登所（園）のめやす
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過していること
風疹	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた化）していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、 かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療を終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）	医師により感染のおそれがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児は出席停止の必要はなく、 5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登所（園）可能である。）
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること

お問い合わせ

こども家庭部 こども保育課

電話番号 076-443-2060

E メール kodomohoiku@city.toyama.lg.jp